

# お宅の**住宅用火災警報器**

## そろそろ**交換時期**では

### ありませんか？



住宅用火災警報器は、**10年**が交換の目安です。  
(取扱説明書を確認し、計画的に交換しましょう。)

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、**火災を感知しなくなる**ことがあります。

**定期的に点検**しましょう。(点検用ボタンを押す・点検用ひもをひくタイプがあります。)

また、点検の際に鳴動しない場合は、故障や交換時期等が考えられます。



### 『点検しておけばよかった・・・』

#### 住宅用火災警報器が作動しなかった事例

居間でテレビを見ていたら煙が漂ってきたので隣の部屋を確認すると、なんと仏壇が燃え上がっていました。すぐに外へ逃げ出したので助かりましたが、火災により大きな被害を受けました。

今思えば、仏壇のある部屋に設置していた住宅用火災警報器から、時々アラーム音が鳴っていることに気付いていましたが、気にせず、そのまま放っていました。

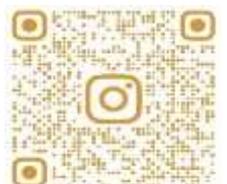
取扱説明書を確認すると、アラーム音の原因は故障か電池切れの警報音だったようです。

ちゃんと点検し、本体の交換等を適切にしていれば、正常に作動し被害は小さかったと思います。

★ 火災でもないのに警報音が定期的に繰り返し鳴る場合は、電池切れや故障を知らせています。  
取扱説明書を確認し、何の警報音か確認して本体の交換等、適切な対応をしましょう。

住宅用火災警報器に関するご相談やご質問は、  
お近くの消防署または消防本部までお気軽にどうぞ!!

中消防署	0774-39-9410	榎島消防分署	0774-39-9417
西消防署	0774-39-9413	伊勢田救急出張所	0774-39-9419
東消防署	0774-39-9415	消防本部予防課	0774-39-9402



@UJISHO801952

宇治市消防本部  
Instagram

宇治市消防本部・宇治市消防団

正しく設置してください！

# 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、消防法及び市火災予防条例によりすべての住宅に設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器を設置する場所と機器の種類は？

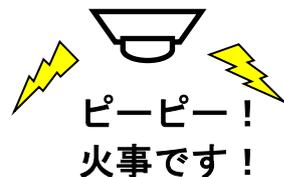


宇治市内にお住まいの方は、次の場所に設置が必要です。  
機種にもご注意ください。

- 寝室・・・普段から就寝に使用される部屋→**煙式**
  - 階段・・・2階や3階に寝室がある場合に必要→**煙式**
  - 台所・・・台所には→**熱式**（宇治市内にお住まいの方）
- ※詳しくはお近くの消防署までご相談ください。

『付けていてよかった・・・』

## 住宅用火災警報器が活躍した事例



### 事例1

2階から火災を知らせる警報音が聞こえたので、確認に行くと寝室で布団が燃えて煙でいっぱいになっていました。すぐに消火器で消し止めたのでぼや火災ですみました。住宅用火災警報器と消火器のおかげで被害が少なくて済みました。



### 事例2

食事の準備中に天ぷら鍋を火にかけてその場を離れてしまい、しばらくすると台所から警報音が聞こえ、鍋からは炎が出ていました。すぐに火を止めて消火したので被害はありませんでしたが、気付くのが遅ければ大きな火災になっていたと思います。

### 事例3

家族が2階で寝ていたところ、1階から警報音が聞こえてきました。1階のダイニングキッチンで火災が発生しているのを発見し、家族全員がすぐに外へ避難し119番通報をしました。早く火災に気付けたので、家族の「いのち」を守ることができました。

あなたと大切な家族の命を火災から守るため、  
住宅用火災警報器を設置しましょう。